

5. 二階仕上 〃 特別修理 〃 一足

6. 試験班 〃 〃 〃 三足

7. 製煉班 マスク 全負 〃 二個

8. 金物班 〃 〃 〃 〃

9. 〃 指示ノ 八ヶ付ミ 〃 十本

右一ヶ月間ノ使用数量

七、作業上ノ都合ニ依ツテ常備ノ場合ハ常備額ノ五割

ヲ増シテ下サイ

八、退職手當ノ制定ラシテ下サイ

満一ヶ年ハ日給額ノ十二日分

満二ヶ年ハ日給額ノ二十四日分

満三ヶ年ハ日給額ノ三十七日分

満四年ハ日給額ノ五十一日分

満五ヶ年ハ日給額ノ六十五日分

満五ヶ年以上満十ヶ年迄テハ一ヶ月増ス毎二日給額

ノ二日分ヲ加算シテ下サイ

但シ右ハ會社創立當日ヲ基定トシテ實施シテ

下サイ

以上

大正十五年五月十日